

## ○内閣府告示第四十四号

保険業法（平成七年法律第五号）第八十五条第一項の規定に基づき、スター・インデムニティ・アンド・ライアビリティ・カンパニーが日本において保険業を行うことを平成二十四年三月三十日付をもって免許したので、同法第八十九条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年四月五日

内閣総理大臣 野田 佳彦

一 外国損害保険会社等の商号、本店の所在地及び設立の年月日

商 号 スター・インデムニティ・アンド・ライアビリティ・カンパニー

本店の所在地 アメリカ合衆国 75225、テキサス、ダラス、ノース・セントラル・エクスプレ

スウェイ 8401

設立の年月日 一九一九年四月十五日

二 外国損害保険会社等の設立に当たって準拠した法令を制定した国の国名

アメリカ合衆国

三 外国損害保険会社等の日本における代表者の氏名及び住所

氏 名 國府田 進

住 所 東京都港区南麻布一丁目三番二十二―三百一号

四 免許の種類

外国損害保険業免許

五 外国損害保険会社等の日本における主たる店舗

東京都千代田区永田町二丁目十一番一号 山王パークタワー